

栗東市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部改正について

1. 法改正の背景

近年の災害において市街化調整区域での浸水被害や土砂災害が多く発生していることや、市街化調整区域において特例的に開発及び建築を認める都市計画法第34条第11号と第12号に基づく条例で指定した区域に、災害危険区域が含まれている実態があることを踏まえ、条例区域に災害リスクの高いエリアを含まないことを法令上明確化された。

2. 条例改正について

都市計画法第34条第11号及び第12号に基づく条例で指定する区域に含められない区域の規定について、令和4年4月1日に施行される改正都市計画法に準拠し「政令8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域」を「政令29条の9各号に掲げる区域」に改める。

これにより、これまで規制されていた土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)に加え、土砂災害警戒区域(イエローゾーン)についても11号及び12号の区域に指定できなくなるとともに、12号で許可している分家住宅についても土砂災害警戒区域は含められなくなる。

また、現在指定されている区域に土砂災害警戒区域が含まれている場合は指定区域から除外する必要がある。

3. 土砂災害警戒区域の除外について

これまで本市では11号を10地区、12号の住宅地区を4地区指定してきたが、指定にあたっては、土砂災害特別警戒区域だけでなく、自主的に土砂災害警戒区域も含めないようにしてきた。しかし、昨年2月に市内だけで新たに54箇所が土砂災害警戒区域等に指定され、その中に11号指定区域が1箇所、12号指定区域が2箇所含まれていたことから、指定区域を変更する必要がある。

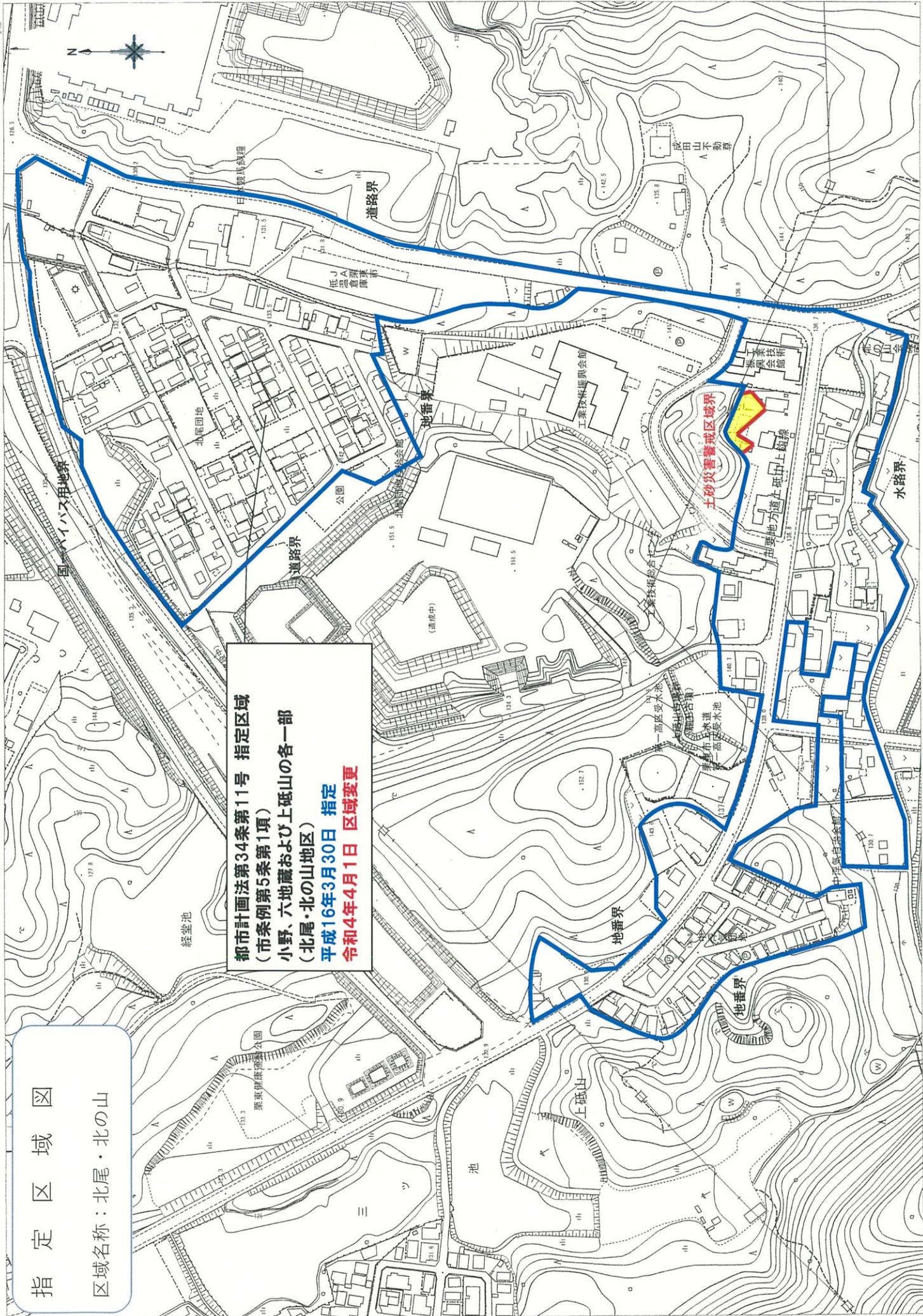
なお、11号及び12号の指定区域の変更にあたっては、条例で都市計画審議会の意見を聴かなければならないとされていることから、2月25日の都市計画審議会で意見を伺い、3月議会で報告する予定。

4. 栗東市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例改正（案）について

現行	改正案
<p>第1条から第4条まで省略</p> <p>(法第34条第11号の条例で指定する土地の区域)</p> <p>第5条 法第34条第11号に規定する条例で指定する土地の区域（以下「第11号指定区域」という。）は、次の各号のいずれにも該当すると認められる土地の区域のうち、市長が指定する土地の区域とする。</p> <p>(1)から(6)まで省略</p> <p>(7) 政令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域及び同号ハ又は二に掲げる土地の区域に準ずる土地の区域を含まない土地の区域</p> <p>2から4まで省略</p> <p>第6条省略</p> <p>(法第34条第12号の条例で指定する土地の区域)</p> <p>第7条 法第34条第12号に規定する条例で指定する土地の区域（以下「第12号指定区域」という。）は、次の各号のいずれかに該当すると認められる土地の区域のうち、市長が指定する土地の区域とする。</p> <p>(1) 主として住宅が集積している土地の区域であって、次のいずれにも該当する区域（次条において「住宅地区」という。）</p> <p>アからイまで省略</p> <p>ウ 政令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域及び同号ハ又は二に掲げる土地の区域に準ずる土地の区域を含まない土地の区域</p> <p>(2) 大津湖南都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（法第15条第1項第1号に規定する都市計画をいう。）において、おおむね10年以内に整備又は実施を予定する地区（特定保留地）として位置付けられた土地の区域であって、次のいずれにも該当する区域（次条において「工業流通業務地区」という。）</p> <p>アからイまで省略</p> <p>ウ 政令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域を含まない土地の区域</p> <p><u>エ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域（規則で定める区域を除く。）を含まない土地の区域</u></p> <p>2から4まで省略</p> <p>(法第34条第12号の条例で定める開発行為)</p> <p>第8条 法第34条第12号に規定する条例で区域、目的又は予定建築物等の用途を限り定める開発行為は、次の各号のいずれかに該当する開発行為とする。</p> <p>(1) 政令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域を含まない土地の区域における別表に掲げる開発行為</p> <p>(2)から(3)まで省略</p> <p>第9条から第10条まで省略</p>	<p>第1条から第4条まで省略</p> <p>(法第34条第11号の条例で指定する土地の区域)</p> <p>第5条 法第34条第11号に規定する条例で指定する土地の区域（以下「第11号指定区域」という。）は、次の各号のいずれにも該当すると認められる土地の区域のうち、市長が指定する土地の区域とする。</p> <p>(1)から(6)まで省略</p> <p>(7) 政令第29条の9各号に掲げる区域及び政令第8条第1項第2号ハ又は二に掲げる土地の区域に準ずる土地の区域（これらの区域及びその周辺の地域の状況等により開発行為を行うのに支障がないと認められる区域を除く。）を含まない土地の区域</p> <p>2から4まで省略</p> <p>第6条省略</p> <p>(法第34条第12号の条例で指定する土地の区域)</p> <p>第7条 法第34条第12号に規定する条例で指定する土地の区域（以下「第12号指定区域」という。）は、次の各号のいずれかに該当すると認められる土地の区域のうち、市長が指定する土地の区域とする。</p> <p>(1) 主として住宅が集積している土地の区域であって、次のいずれにも該当する区域（次条において「住宅地区」という。）</p> <p>アからイまで省略</p> <p>ウ 政令第29条の9各号に掲げる区域及び政令第8条第1項第2号ハ又は二に掲げる土地の区域に準ずる土地の区域（これらの区域及びその周辺の地域の状況等により開発行為を行うのに支障がないと認められる区域を除く。）を含まない土地の区域</p> <p>(2) 大津湖南都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（法第15条第1項第1号に規定する都市計画をいう。）において、おおむね10年以内に整備又は実施を予定する地区（特定保留地）として位置付けられた土地の区域であって、次のいずれにも該当する区域（次条において「工業流通業務地区」という。）</p> <p>アからイまで省略</p> <p>ウ 政令第29条の9各号に掲げる区域（当該区域及びその周辺の地域の状況等により開発行為を行うのに支障がないと認められる区域を除く。）を含まない土地の区域</p> <p>エ 削除</p> <p>2から4まで省略</p> <p>(法第34条第12号の条例で定める開発行為)</p> <p>第8条 法第34条第12号に規定する条例で区域、目的又は予定建築物等の用途を限り定める開発行為は、次の各号のいずれかに該当する開発行為とする。</p> <p>(1) 政令第29条の9各号に掲げる区域及び政令第8条第1項第2号ハ又は二に掲げる土地の区域に準ずる土地の区域（これらの区域及びその周辺の地域の状況等により開発行為を行うのに支障がないと認められる区域を除く。）を含まない土地の区域における別表に掲げる開発行為</p> <p>(2)から(3)まで省略</p> <p>第9条から第10条まで省略</p>

指定区域図
区域名称：北尾・北の山

都市計画法第34条第11号 指定区域
(市条例第5条第1項)
小野、六地蔵および上砥山の各一部
(北尾・北の山地区)
平成16年3月30日 指定
令和4年4月1日 区域変更

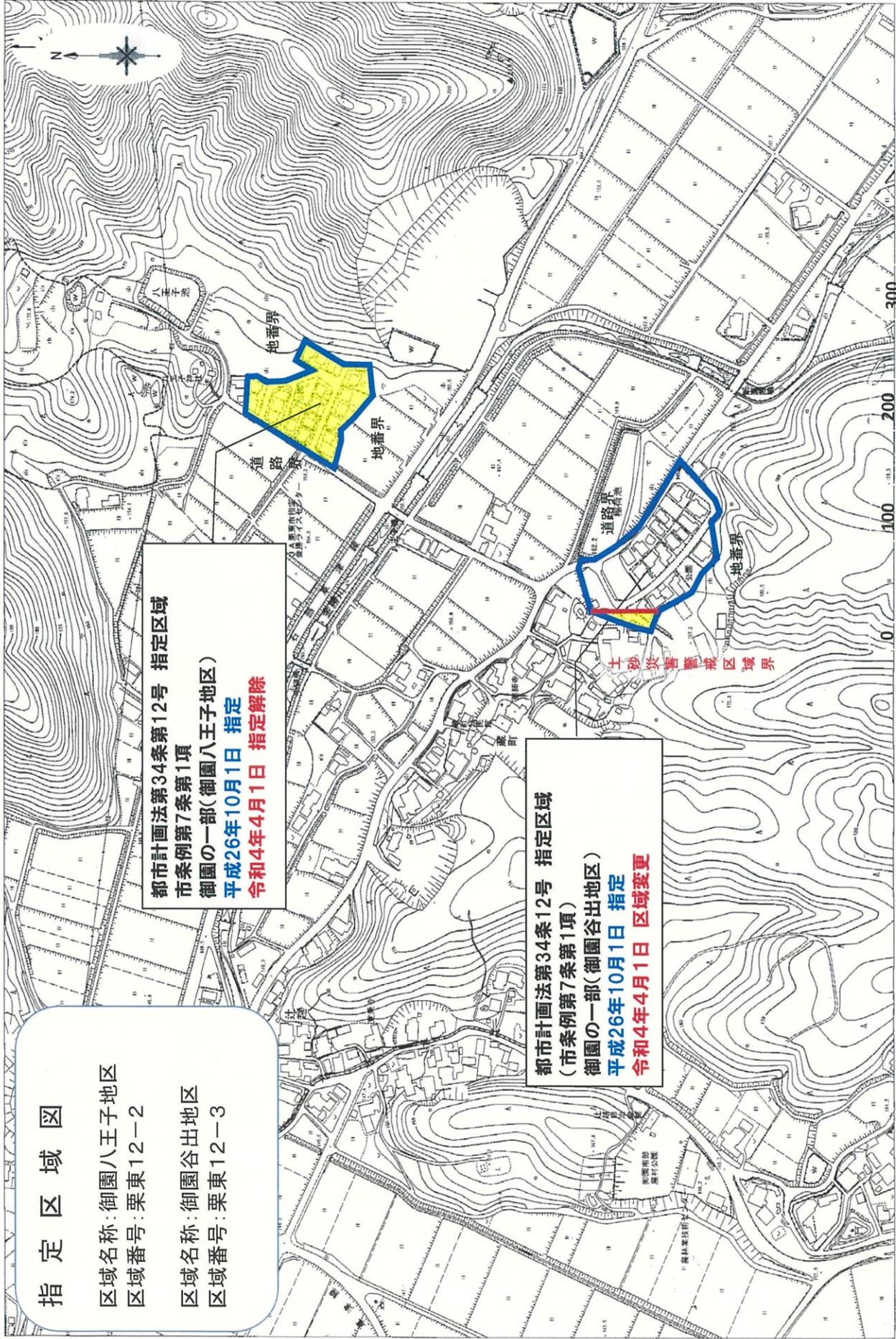


指定区域図

区域名称: 御園八王子地区
区域番号: 栗東12-2
区域名称: 御園谷出地区
区域番号: 栗東12-3

都市計画法第34条第12号 指定区域
市条例第7条第1項
御園の一部(御園八王子地区)
平成26年10月1日 指定
令和4年4月1日 指定解除

都市計画法第34条第12号 指定区域
(市条例第7条第1項)
御園の一部(御園谷出地区)
平成26年10月1日 指定
令和4年4月1日 区域変更



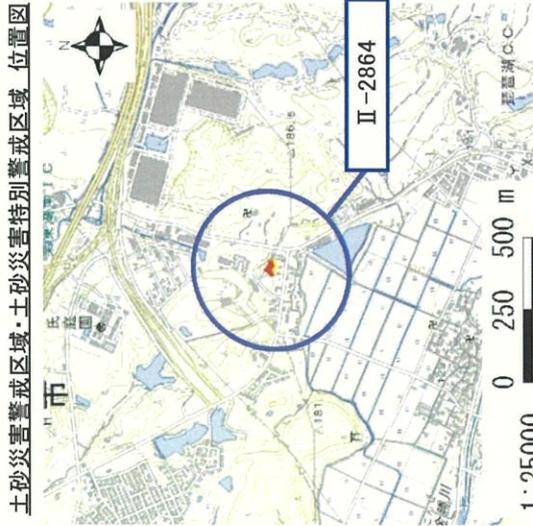
土砂災害特別警戒区域

告示年月日 令和3年2月19日
告示番号 滋賀県告示第137号

土砂災害警戒区域

告示年月日 令和3年2月19日
告示番号 滋賀県告示第132号

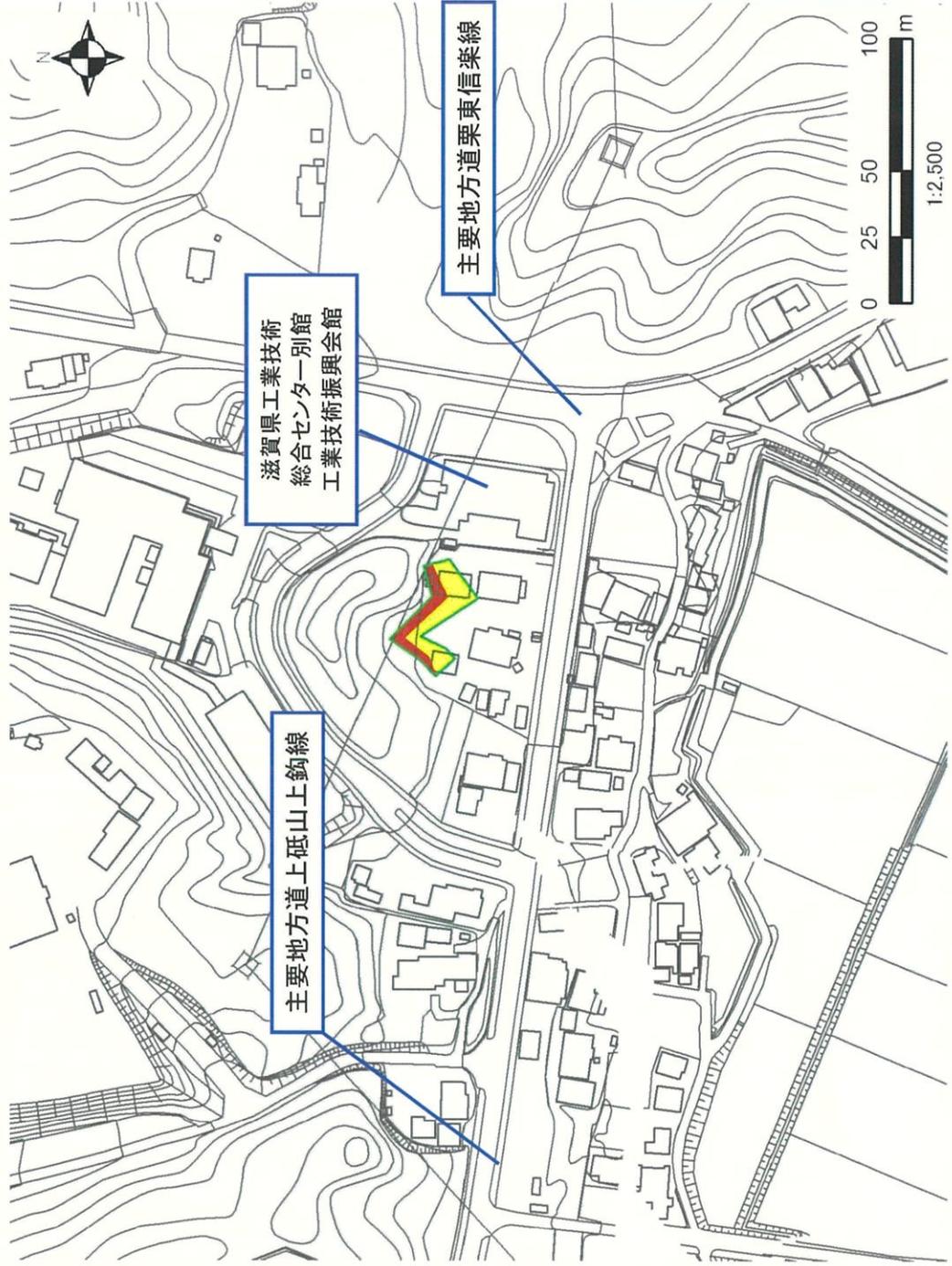
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図



「測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R1JHF 1398」
「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
区域番号	II-2864
区域の名称	上砥山(8)
区域の所在地	滋賀県栗東市上砥山

土砂災害警戒区域	
土砂災害特別警戒区域	



○ この区域図は、空中写真測量による地形図に、実測による区域図を投影したものであり、一部異なって見える場合があります。詳しくは、土木事務所にお尋ねください。

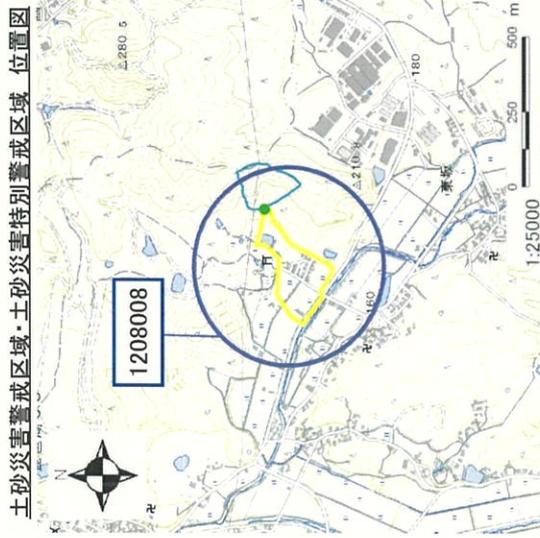
土砂災害警戒区域

告示年月日 令和3年2月19日

告示番号 滋賀県告示第132号

様式 1

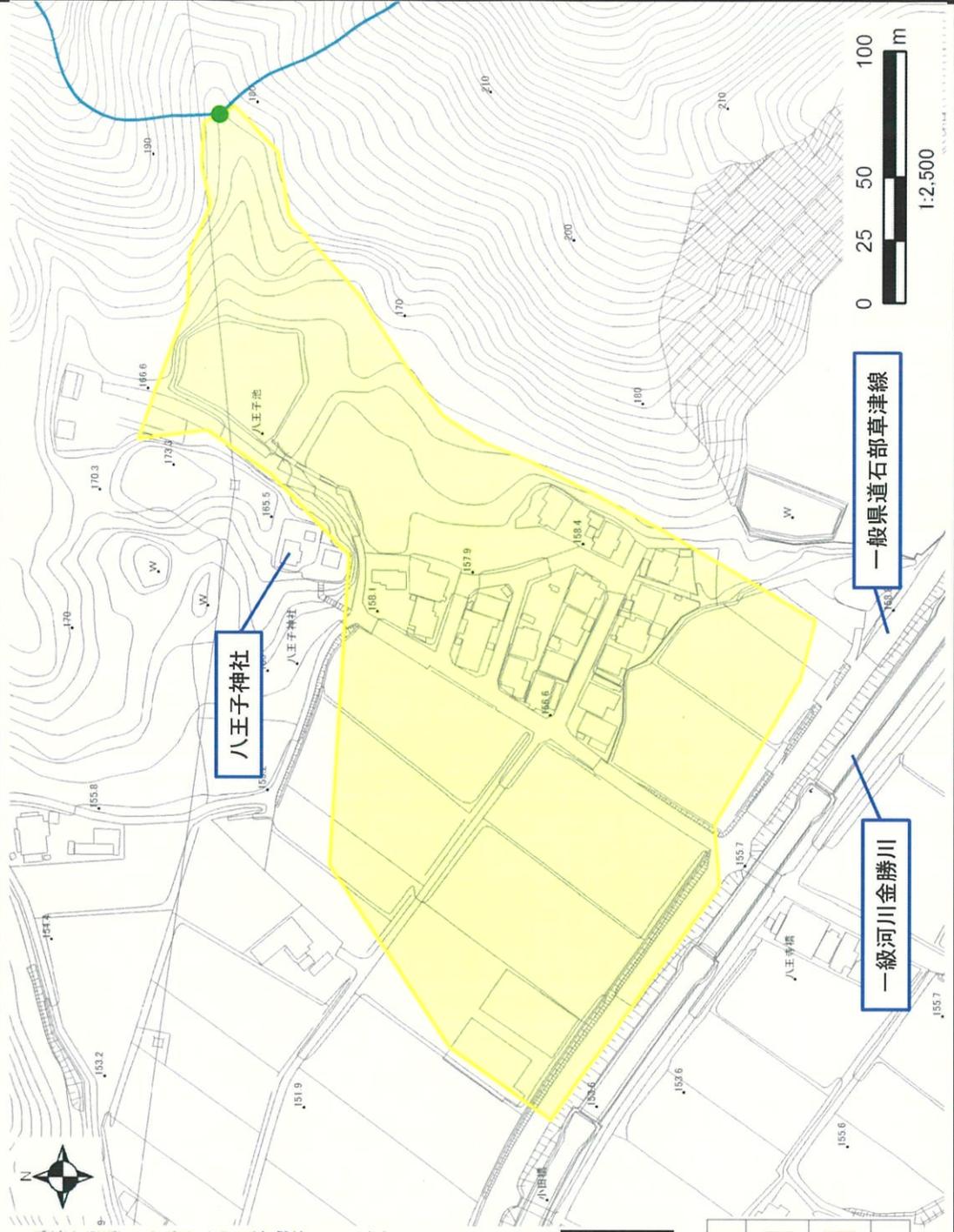
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図



「測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R1JHF1398」
 「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

自然現象の種類	土石流
区域番号	1208008
区域名	金勝川支流
所在地	滋賀県栗東市御園

土砂災害警戒区域	土石流により建築物に作用すると想定される力が50kN/m ² を超える区域	土石流の高さが1mを超える区域	土石流の高さが1m以下の区域
土砂災害特別警戒区域	土石流により建築物に作用すると想定される力が50kN/m ² 以下の区域		



○ この区域図は、空中写真測量による地形図に、実測による区域図を投影したものであり、一部異なって見える場合があります。
 詳しくは、土木事務所にお尋ねください。

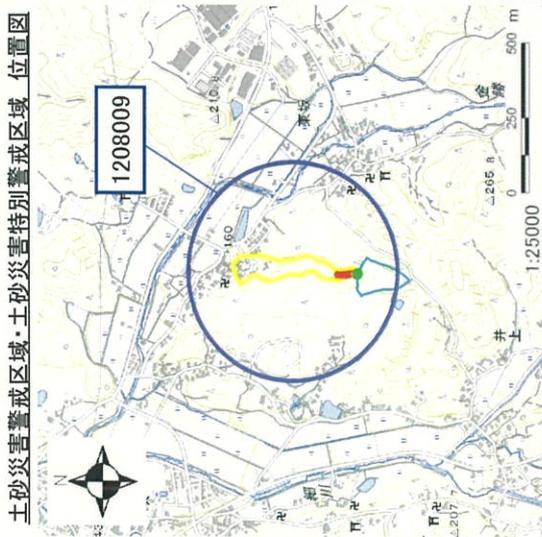
土砂災害特別警戒区域

告示年月日 令和3年2月19日
告示番号 滋賀県告示第137号

土砂災害警戒区域

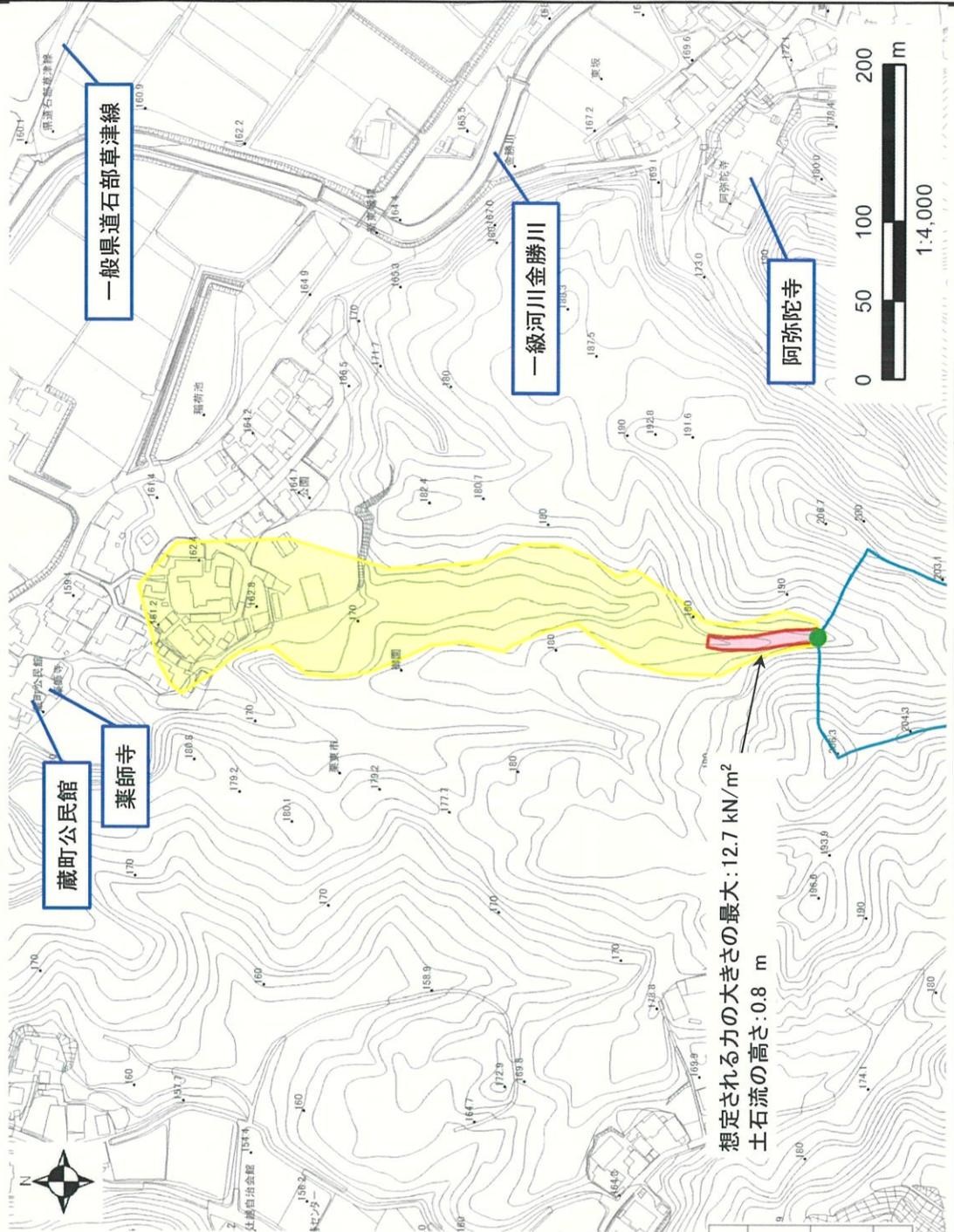
告示年月日 令和3年2月19日
告示番号 滋賀県告示第132号

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図



「測量法に基づき国土地理院長承認(複製)R1JHF1398」
「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

自然現象の種類	土石流
区域番号	1208009
区域名	金勝川支流
所在地	滋賀県栗東市御園



想定される力の大きさの最大: 12.7 kN/m²
土石流の高さ: 0.8 m

土砂災害警戒区域	土石流により建築物に作用すると想定される力が50kN/m ² を超える区域
土砂災害特別警戒区域	土石流の高さが1mを超える区域
	土石流の高さが1m以下の区域

○ この区域図は、空中写真測量による地形図に、実測による区域図を投影したものであり、一部異なって見える場合があります。詳しくは、土木事務所にお尋ねください。

令和4年度2月17日
総合調整会議資料

「第2次栗東市立図書館基本的運営方針（案）」記載内容の変更について

No	該当ページ・箇所	変更前	変更後	
1	8ページ 3。(ア) 6行目	無し	・開館時間、開館日の見直しについて 検討を進めます	パブリック コメント

「第2次栗東市立図書館基本的運営方針（案）に対するパブリックコメントの結果について

1、意見募集の概要

- (1) 意見募集期間 令和3年12月23日（木）～令和4年1月21日（金）
- (2) 意見募集の周知方法 広報りっとう、市ホームページ等
- (3) 閲覧場所 市ホームページ、図書館窓口（本館・西館）、情報公開コーナー（市役所1階）、各コミュニティセンター
- (4) 意見の提出方法 郵送、持参、ファックス、電子メール

2、意見募集の結果

意見の件数 8件（4名）

意見の概要と市の考え方は以下の通りです。

意見番号	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	p5「開館日及び開館時間」について 第1次方針の課題として、開館日の見直しに取り組んでいく必要があると書いてあるのですが、第2次計画には開館日についての言及がありません。開館日の拡大はぜひ検討をお願いしたい。	開館日の拡大につきましては、継続的に検討すべき課題として第2次方針中に記述しておりますが、検討を続けていくことを明らかにするため、方針p8末尾に「開館時間、開館日の見直しについて検討を進めます」と追記します。
2	p6～「栗東市立図書館のめざす姿」について めざす姿には、開館時間の検討は入らないのでしょうか。草津や守山に比べ	

	て休館日が多く、開館日を拡大してほしい。	
3	<p>D5「子ども読書活動の推進」等について 調べ物があり栗東市立図書館を訪問してご担当者に質問した際、親切丁寧にご教示頂いて専門家による説得力ある説明に敬服した経験を持っていきます。これがレファレンスサービスとは意識していませんでしたが、この取り組みがさらに充実しますと益々利用者が増え、市民の知的環境の充実に大きく貢献するものと思います。このサービス向上のために、レファレンス資料の収集、職員研修の実施については、方向性が見極めがよく支持するものです。</p>	<p>評価していただき、ありがたく存じます。 市民の自主的な学習や暮らしの課題解決を支援し、知的環境の充実に貢献できるよう、取組みを進めてまいります。</p>
4	<p>D5「子ども読書活動の推進」等について 小学校、中学校、コミセン等への定期的訪問活動等の実施により、読書の楽しさを広報啓発することにより、子どもに読書の興味を持たせる効果があると思います。</p>	<p>P8「(エ) 子ども読書活動の推進」に記載しております通り、子ども読書推進につきましては、「第3次栗東市子ども読書活動推進計画」に基づくものとしており、「子ども読書活動推進計画」に、他施設との連携について記載しております。具体的な提案につきましては、貴重なご意見として、今後の事業実施の参考とさせていただきます。</p>
5	<p>D5「子ども読書活動の推進」等について 古典文学等の定められた条件下で、年齢、性別を問わず、定期的に読書感想文を募集してコンクールを開催してはどうでしょうか。発表し合うことにより、読書の輪が広がることを期待できると思います。</p>	<p>具体的なご提案につきましては、貴重なご意見として、今後の事業実施の参考とさせていただきます。</p>
6	<p>D8「3 計画期間中の重点施策 (ア) 図書館サービスの充実」について 図書館インターネットサービスについてですが、西館には蔵書数が少ないため、本館にしか目的の本がないことが多々あります。栗東市のシステムで</p>	<p>ご指摘の件は、要望も多く、課題として認識しておりますが、システム上の制約や課題もあり、早期に改修を行うのは困難であるのが現状です。引き続き検討を続けてまいります。</p>

	<p>はインターネットから取寄せの申込みが出来ないため、予約時と予約本受取時の2度、図書館に行かなければならないことがよくあります。また、貸出中ではない本もインターネットサービスでは予約できません。いずれも、他府県では可能な図書館が多くあります。栗東市でも同じようにできると思いますが、検討をお願いします。令和8年度には、現在の図書館システムとの契約終了ということですが、その時ではなく図書館インターネットサービスは早期に手直しをしていただきますようお願いいたします。</p>	
7	<p>p10「6 職員体制」について 栗東市では図書館に図書館司書の資格を持った職員を100%配置されています。私共は西館のみ利用していますが、職員の方の対応は親切で丁寧、専門知識も高く書籍について解りやすく説明をしていただき感謝しています。他府県では効率化の追求で職員数を削減したり有資格者を減らしたりする増やす動きがありますが長い目で見れば決して市民のためにならないと思います。是非とも今後も同体制の維持をしていただきますようお願いいたします</p>	<p>評価していただき、ありがたく存じます。 市民の読書や課題解決に貢献できるよう、取り組みを進めてまいります。</p>
8	<p>全般について 栗東図書館は、駐車場にもゆとりがあり、落ち着いた雰囲気な長所です。この広い空間をもう少し活用することはできないかと思っています。 例えば、リサイクル関連の講習会を開いたり、市民のためのイベントに場所を提供するなどを行うことで、そこに来た人が参考になる本を借りてくれるかもしれません。 また、バックヤードツアーなどは、予算がなくても実現可能な企画かと思</p>	<p>具体的なご提案につきましては、貴重なご意見として、今後の事業実施の参考とさせていただきます。</p>

	<p>ます。職員の方が「シシヨイ子」の本をどう選んでいるのかなどもお伺いしたいです。</p>	
9	<p>全般について 読み聞かせ以外にも、子どもたちに図書館の存在を積極的にアピールすることが必要だと考えます。学校と連携して取り組み、学習イベントなどをすると良いのではないのでしょうか。小学校低学年なら、子ども向けの研究テーマから本を探すことを、職員がサポートしながら進行するアトラクションはどうでしょうか。高学年には、英語絵本の読書会をお勧めします。</p>	
10	<p>全般について いごちの良さをアップグレードすることを提案します。 喫茶コーナーがあるといいのですが、現実的に今の段階で無理かと思えますので、1カ月に1回でもテント喫茶を始めるなどではどうでしょうか。 また、最近はコンビニの外の壁に犬をつなぐ器具が取り付けられています。図書館もペット連れで来訪できるように、犬をつなげる場所を確保できれば、散歩がてらに気軽に図書館に寄れるようになるのではないのでしょうか。</p>	